

特集：転落事故防止
の留意点

V 特集：転落事故防止の留意点

1 災害共済給付事例から見た学校での転落事故の傾向と課題

—平成19年度医療費支給事例の分析—

日本スポーツ振興センター
学校安全部

【目的】

学校で発生している転落事故の傾向と課題を示し、学校での転落事故の防止を図る。

【傾向】

《分析方法》

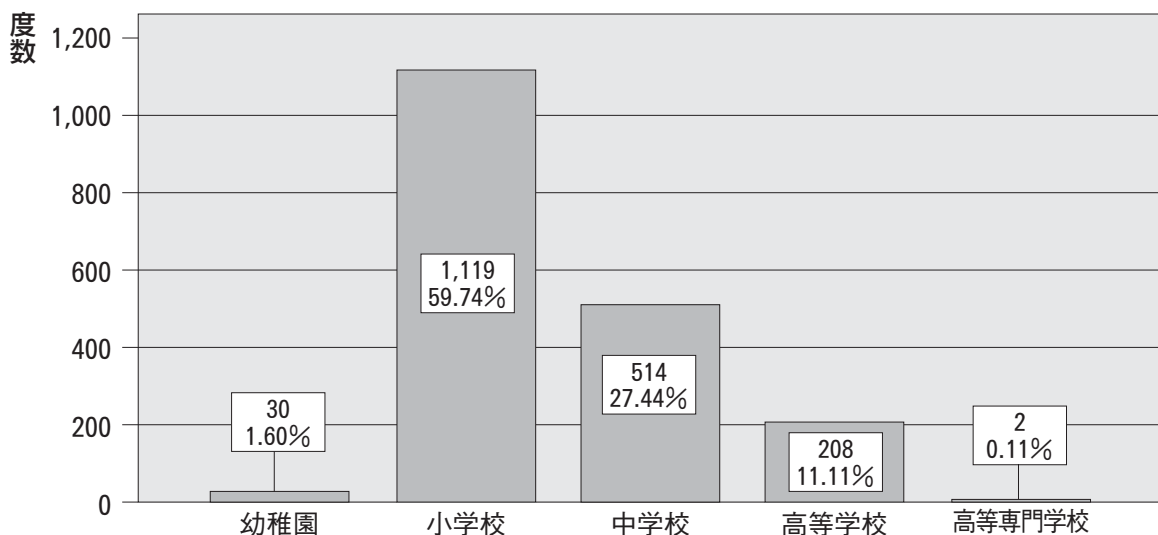
災害共済給付オンライン請求システムにより、平成19年度に医療費の請求があった事例のうち転落事故の発生する場合の多い「窓」、「天窓」、「ベランダ」、「庇（ひさし）」、「屋上」、「屋根」、「階段」の7つを第一のキーワードとし、また、「転落」、「落下」を第二のキーワードとして1,873事例を抽出し、分析の対象とした。

なお、原因については、高所からの転落原因及び階段での転落原因を把握するため抽出した1,873事例のうち「階段」を除いた321事例と、階段の事例1552事例を分けて分析の対象とした。

《全体概要》

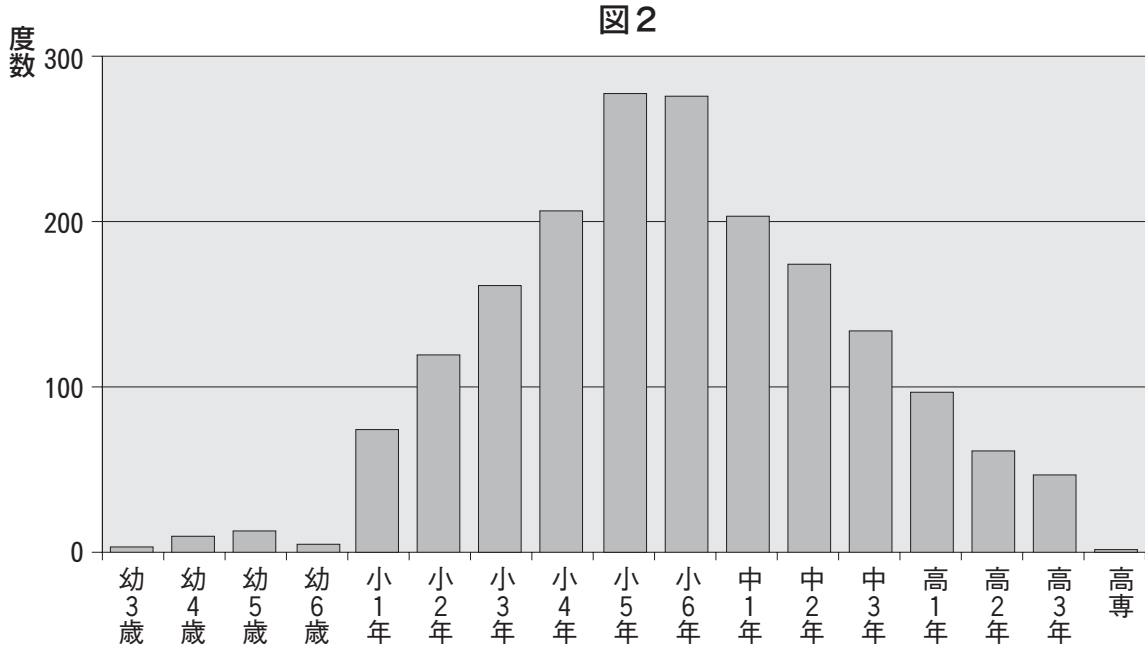
学校の管理下の転落事故の概要を発生頻度を学校種から見ると図1のとおり、全体の60%が小学校で発生しており、中学校、高等学校、幼稚園の順となっている。

図1



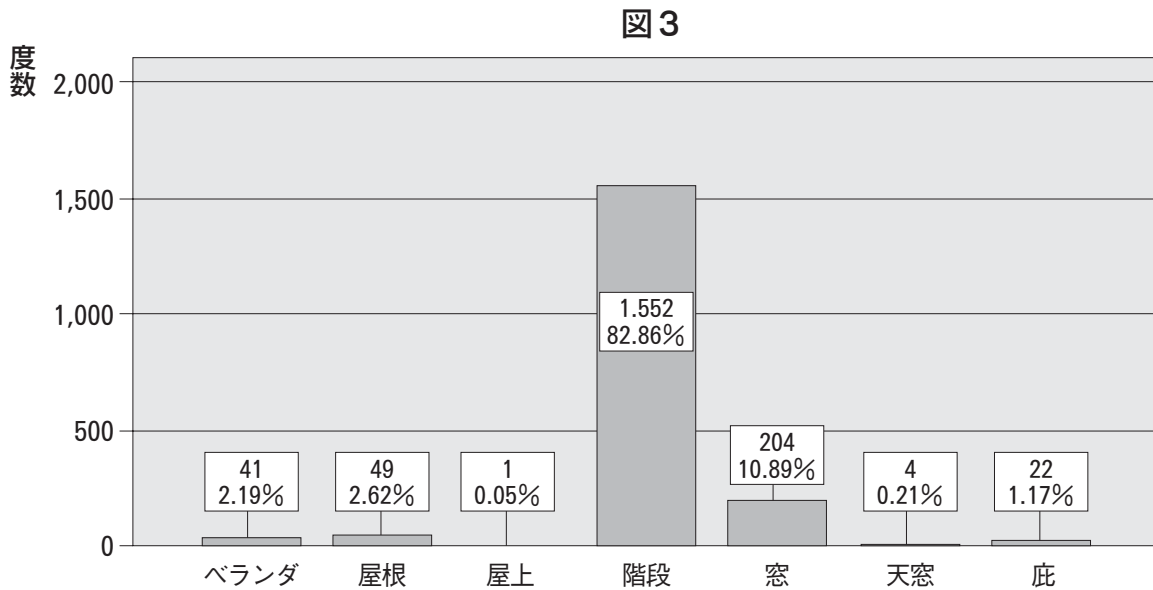
《発生の学年別》

発生を学年別（幼稚園は年齢別）に見ると図2のとおりであり、小学校の5年、6年がピークとなっている。小学校での転落事故防止のための管理と指導の徹底が特に必要である。



《発生の箇所別》

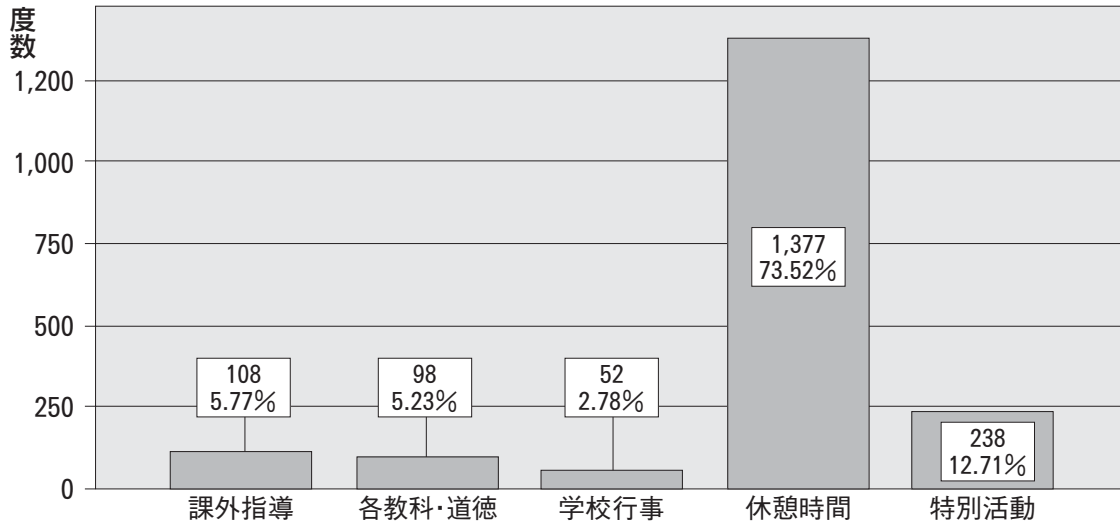
発生の箇所別では図3のとおり、階段で全体の83%が発生しており、窓、ベランダ、庇、天窗の順となっている。



《発生の場合別》

発生の場合別では図4のとおり、休憩時間で全体の74%が発生しており、特別活動、各教科の順となっている。

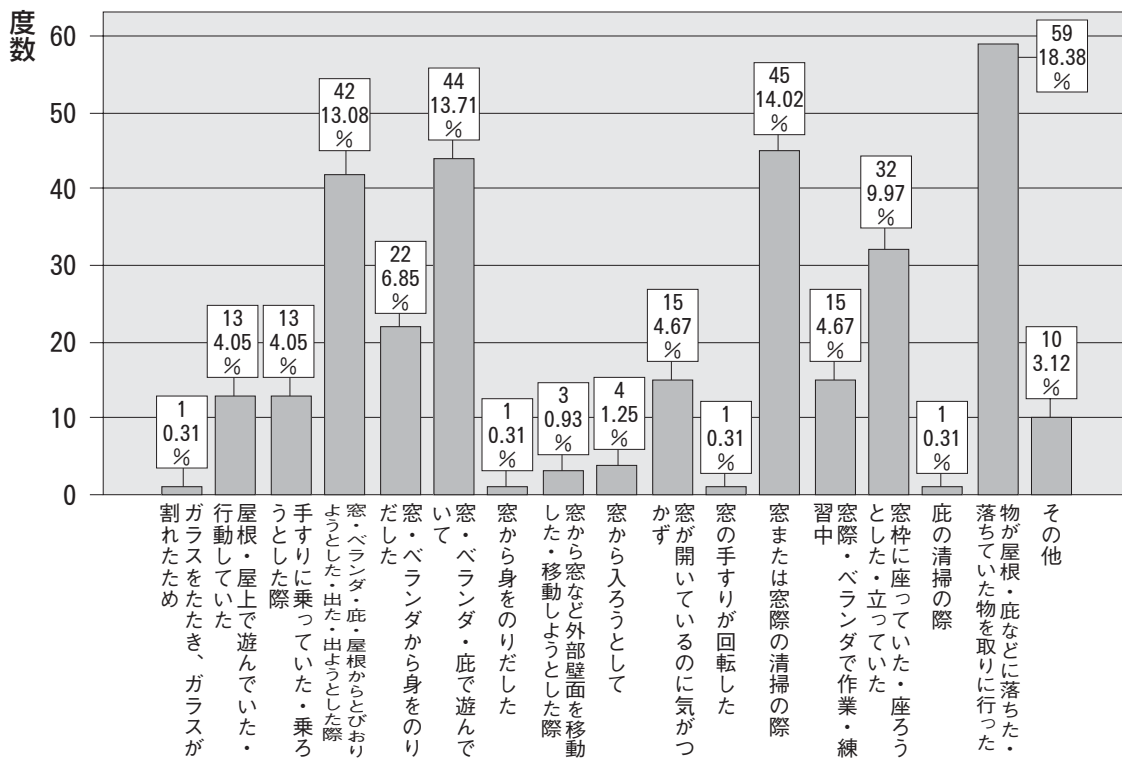
図4



《発生の原因別「階段」以外》

階段以外の発生の原因別では図5のとおり、屋根や庇に落ちたものを取りにいった、窓の清掃をしていた、窓・窓際・ベランダ・庇で遊んでいた・ふざけていたが多い。屋根や庇に物が落ちた場合の対処方法について学校内で事前に取り決めておくこと及び窓際の清掃や行動に際しての安全指導を徹底する必要がある。

図5



《転落事故の事例「階段」以外》

事例 1	小2年・男	休憩時間
-------------	-------	------

放課後、教室で窓枠に干してあった牛乳パックを運動場に落としてしまい、その際に牛乳パックの一部がひさしにひっかかったため、とろうと窓枠から窓の鉄パイプに足をおいてひさしに下りようとしたが、すべって、ひさしに落ち、そしてそのまま、運動場のサッカーゴールの網の上に転落し、負傷した。

事例 2	小2年・男	特別活動
-------------	-------	------

清掃中、教室の運動場側の窓拭きをしていた。窓の上の方の汚れが気になり、拭くために窓枠の台に立っていたところ、足を滑らせて2階の窓から運動場側の地面に落下した。

事例 3	小4年・女	休憩時間
-------------	-------	------

昼休みに、1階の教室で大型のバランスボールに座っていた。窓の手すりを持って、窓に背を向けて座っていた時、体の向きを変えようとして手すりに座る形になってしまい、そのままバランスを崩して後ろ向きに窓の外に転落した。

事例 4	中3年・女	特別活動
-------------	-------	------

校舎2階にて、吹奏楽部の練習をしていたところ、ベランダ越しにひさしの上にタオルを落としてしまう。拾おうとしたところ誤って転落してしまう。

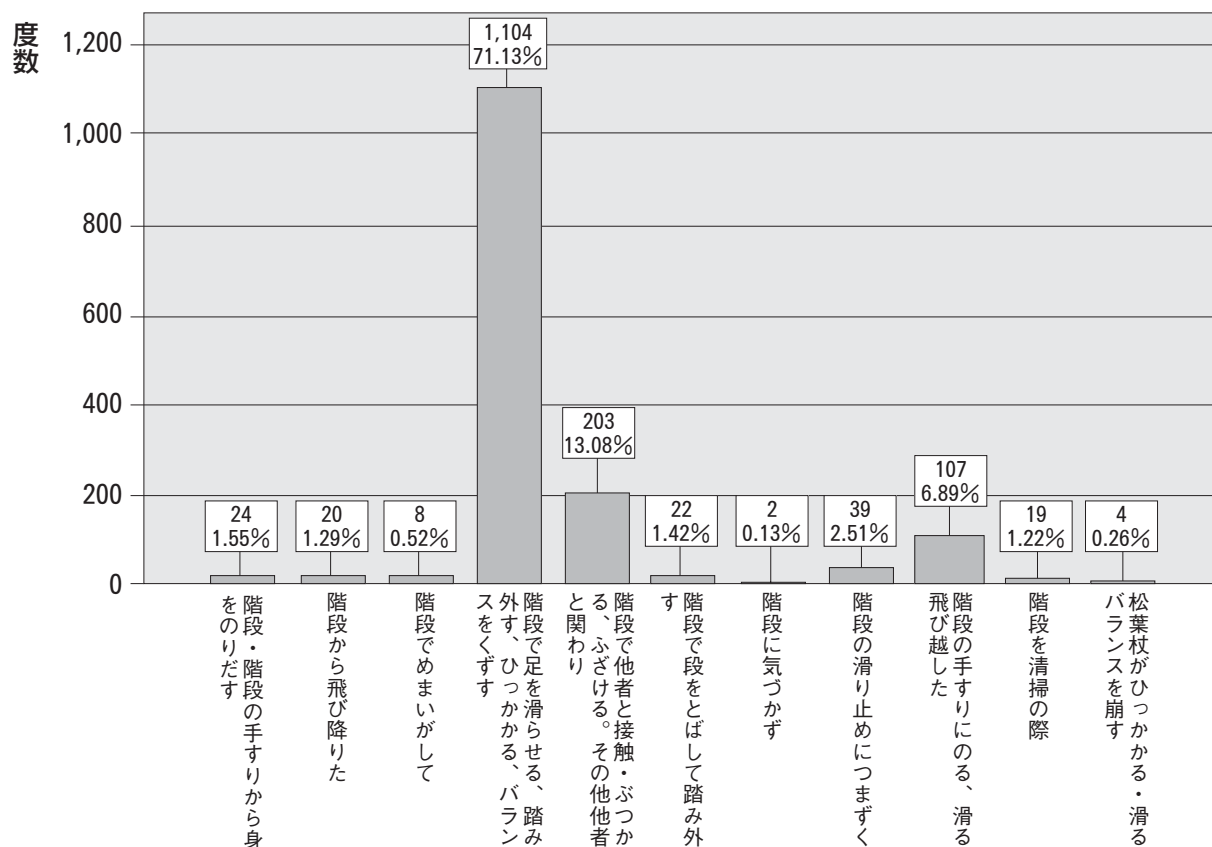
事例 5	高2年・女	休憩時間
-------------	-------	------

昼休み、「暑い」と言って、3階の教室の窓枠に寄りかかった直後、手を滑らせて窓の外の芝生の上に落下。背部及び腰部を強く地面に打ち付けた。

《発生の原因別「階段」》

「階段」の発生の原因別では図6のとおり、階段で足を滑らせる、踏み外す、引っかける、バランスをくずす。階段で他者とぶつかるが多い。

図6



《転落事故の事例「階段」》

事例6	小5年・男	休憩時間
------------	-------	------

運動場から教室へ戻る為、急いで階段を下りていて足をすべらせて転落し、右手首を地面に打ちつけた。

事例7	小6年・女	休憩時間
------------	-------	------

下校しようとして階段を下りていて、後から来た人にランドセルを蹴られ、階段から転落して左手首と腰を強く打撲する。

事例 8 中3年・男 特別活動

階段で清掃中、同じ清掃担当の生徒が背後からふざけて押した際に、バランスを崩し踊り場まで転落し、着地の際に右足を強く打ち付け立ち上がれなくなった。

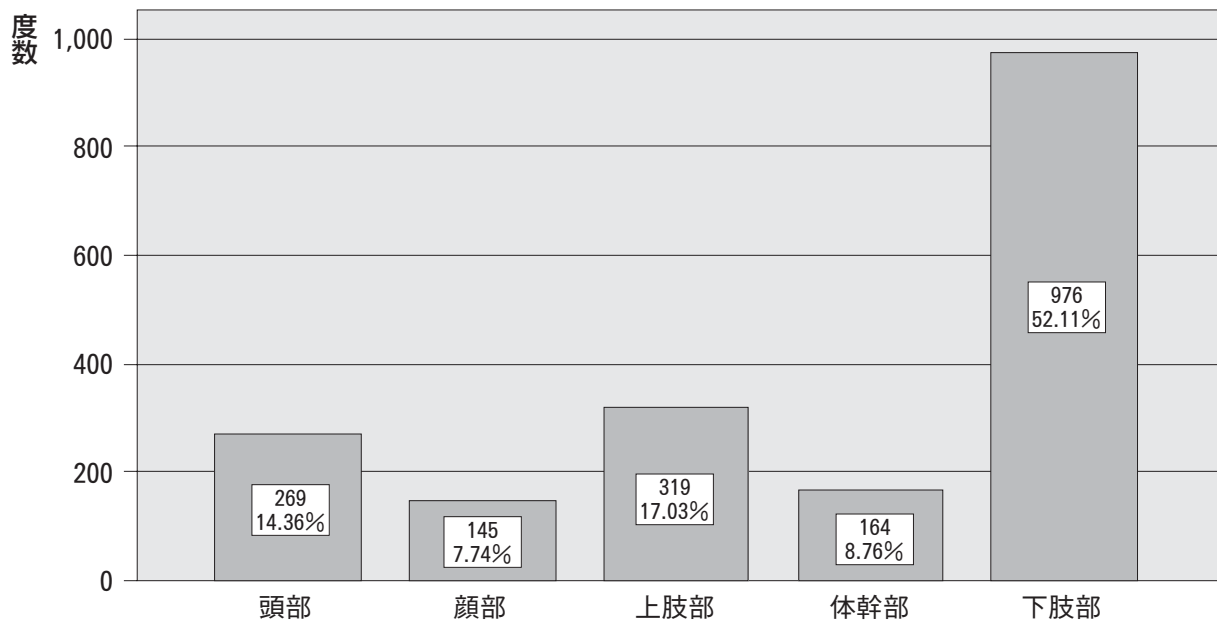
事例 9 高3年・男 休憩時間

放課後、帰宅しようと2階から1階への階段の手すりに乗って降りているとき、立ち上がって、廊下の天井の梁の部分に手を当てようとしたとき、バランスを崩して顔面から床に落ちた。鼻血で、顔面は赤く染まっている状態と顔面蒼白で一過性の健忘症にかかっており、何が起こったか分からない状態となっていた。転落した時、右の橈骨部分と左足親指を負傷する。

《被災部位》

下肢部のケガが多い。これは転落・落下の中でも、真下に落ちるのではなく、階段で足を滑らせる・足を踏み外すといったケースが多いためと思われる。なお、階段以外のケースでは頭部、顔部、上肢のケガの割合が増加する。

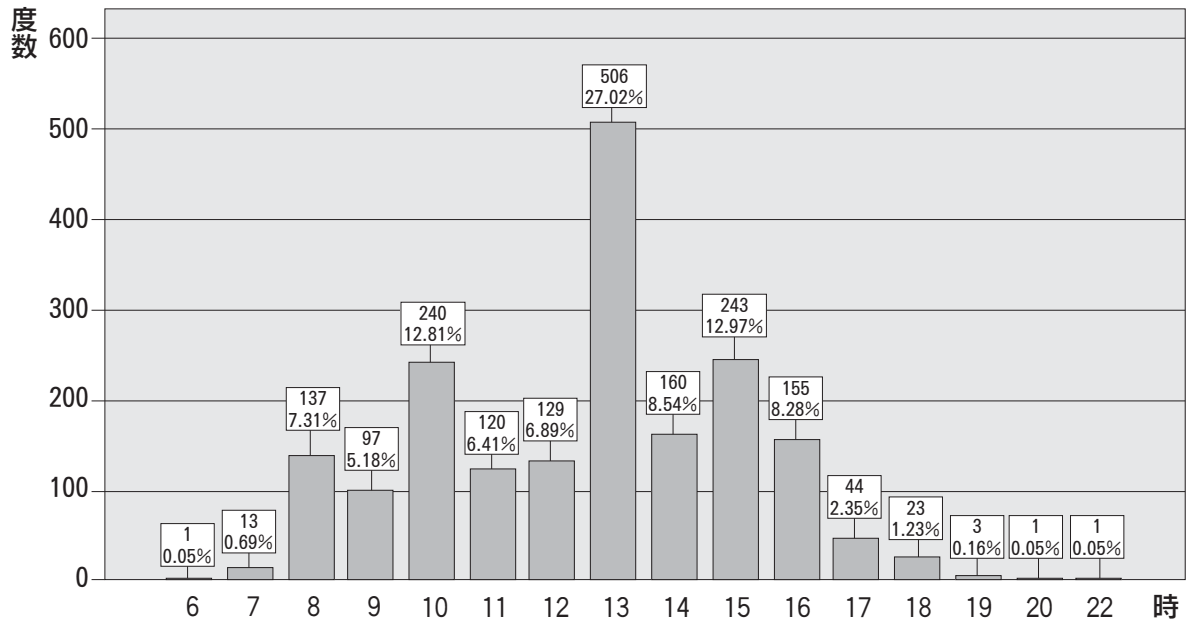
図 7



《被災時刻》

午後1時台に多い。昼食休憩時間中の管理と指導が特に必要である。

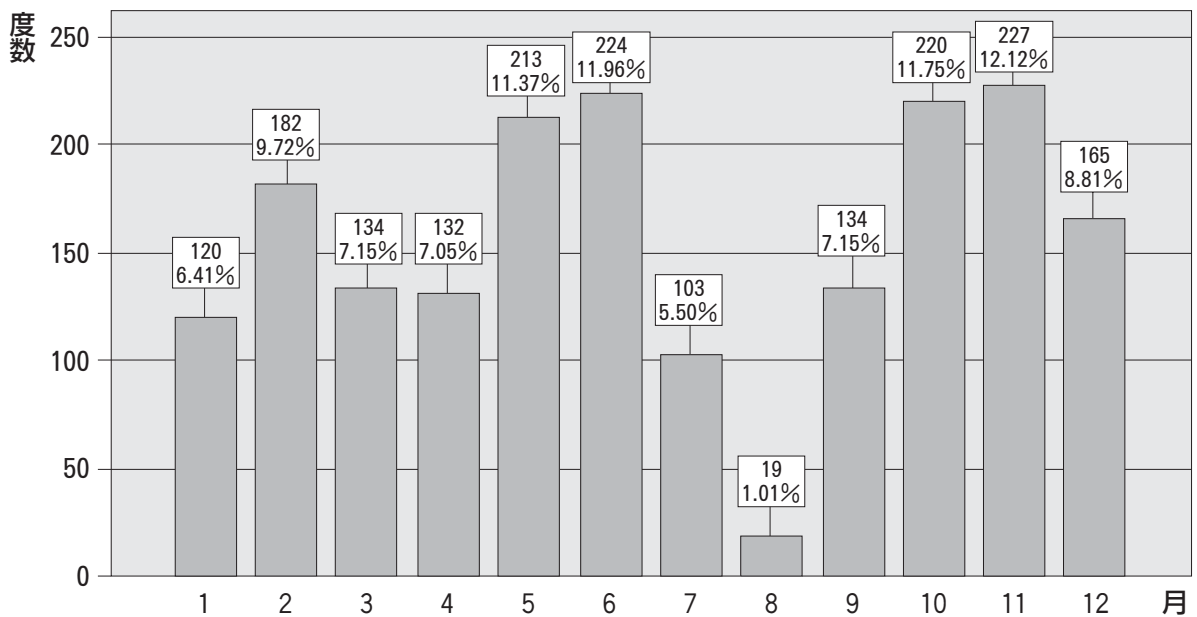
図8



《被災月》

5月、6月、10月、11月に多い傾向がある。

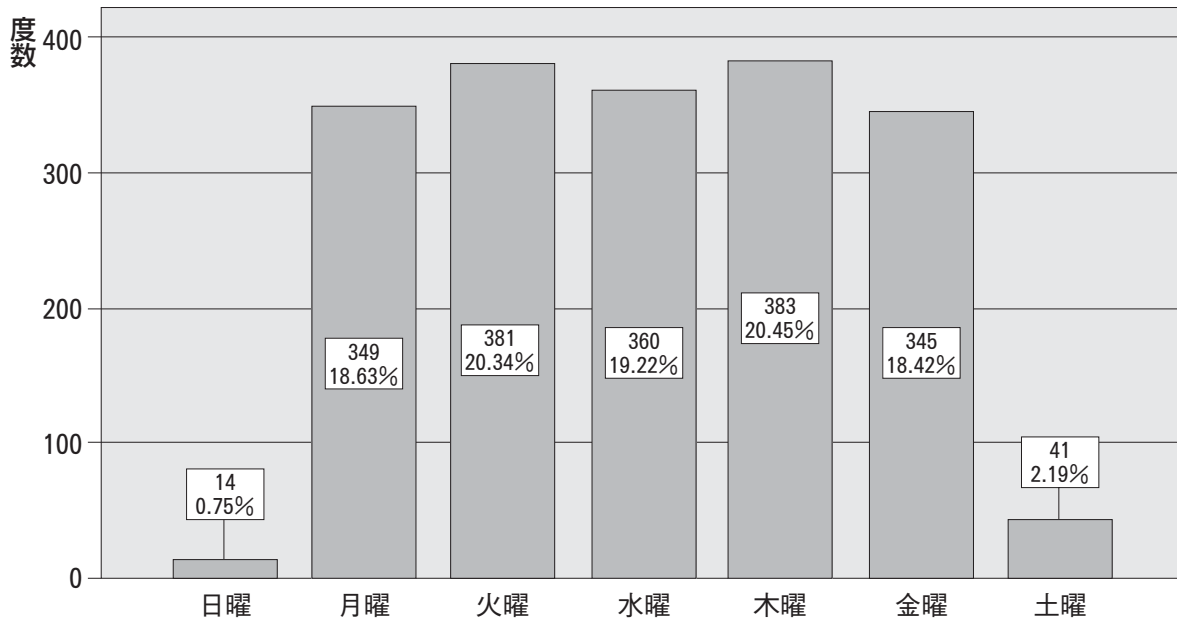
図9



《被災曜日》

土・日曜日を除き、曜日による違いは特にみられない。

図10



【課 題】

転落事故は学校種別では小学校、中学校、高等学校の順で多く発生しており、学年別では小学校の5年、6年がピークとなっている。発生の箇所別では階段、窓、ベランダ、庇、屋根など学校施設のあらゆる箇所で発生しており、この中には、立ち入りが禁止された屋上・庇、人がのることが想定されていない屋根などからの転落もある。また、転落の原因別では階段以外の発生の原因別では物を屋根や庇に落として取りに行った際や、窓や窓際の清掃の際に発生するケースが多く、階段での発生の原因別では足を滑らす、階段で他者とふざけて転落する、階段の手すりへのケースが多い。

以上のとおり、転落事故の態様は様々であるが、これら事故を防止するための課題としては、

- ①独立行政法人日本スポーツ振興センターのホームページや死亡・障害事例集などの刊行物及び新聞記事などから学校での事故事例の収集を行い、学校内で事故情報の共有を図る
- ②危険な施設・設備の安全点検を実施し、必要に応じて事後措置を講じる
- ③危険な場所や箇所についての安全指導を行う
- ④日常の学校生活での行動観察を実施する

などがあり、これらについて確実に実施することが望まれる。

2 転落事故防止の留意点

愛知教育大学教育学部教育科学系

講師 内田 良

1. はじめに

1.1 平成19年度中の転落事故

毎年のように、学校の校舎から子どもが転落し、死亡している。本編では、実際の事故事例を手がかりにして、多角的な視野から事故防止の現実的・具体的な方法を描き出していきたい。

表1・表2（P.151）は、平成19年度に給付した、転落による死亡事例と障害事例である。平成19年度中、転落によって、死亡事例が2件（2名）、障害事例が14件（14名）発生した。詳しい分析は後にゆずるとして、ここではひとまず、校舎からの転落は単なる怪我にとどまらず、障害を残したり、死亡に至ったりすることを確認しておきたい。高所からの転落事故は、重大な帰結をもたらす。これが、毎年のように起きているのである。平成20年度に入ってから、5月に小学6年男子児童が小学体育館の天井裏から約12メートル下の床に転落し死亡、6月には同じく小学6年男子児童が校舎3階屋上の天窓を突き破って落下し死亡した。この6月の事故は、今日の転落事故防止対策を大きく前進させることとなった事例である。また11月には、中学1年男子生徒が校舎4階教室の窓から転落して死亡した。このように、校舎からの転落により毎年のように死亡・障害事例が発生していながらも、そこには十分な関心が寄せられてこなかった。各種学校事故のなかでも転落事故は、もっとも対策が遅れてきた事故であるといつてよい。

1.2 物理的対策による事故の防止可能性

転落事故は、事故の多さにくわえて、物理的な対策による事故防止可能性の高さによって特徴づけられる。

転落事故は、校舎の構造に手を加えることによって十分に防止できる可能性が高い。転落事故の発生場所は限られている。校舎の高い階に位置する窓やひさし、天窓、階段、バルコニーなどである。「転落事故」という広いカテゴリでみたときには、転落しうる場所は多様である。だが、個別に「教室等の窓からの転落」「ひさしからの転落」、「天窓・天井からの転落」という事故カテゴリを設定し、その限定された場所と関連づけて、事故の発生件数や発生機序を把握することができる。通学途中の交通事故や不審者による危害、あるいは校外学習中の事故の場合、子どもが被害に遭う場所は校区内全域あるいはそれを超えた地域を想定しなければならない。そうした種の事故と比較したとき、転落事故は、場所を限定できるという点で、対策が立てやすい。同種の事故としては、プール事故や遊具事故があげられる。場所が限定できるということは、効果の高い物理的対策が可能であることを意味する。その限られた場所に物理的な何らかの対策を施せば、そこでの事故は防ぐことができる。

転落事故対策は今日の学校安全において喫緊の課題となっている。しかし喫緊の課題だから

とって、子どもが校舎から落ちるというイメージだけを先行させて対策を講じてはならない。急ぐだけでは、防止効果の低い対策が実行されてしまったり、事故の発生機序を見誤ったままに対策を講じたりすることになりかねない。対策はつねに、現実目線のもとで、具体的な事故事例の積み重ねとそれらの冷静な分析を経て組み立てられるべきである。以下、次項で今日の転落事故対策について概観し、第2節からは転落事故のなかでも、いくつかの典型的な事故発生箇所について、それぞれの事故例とその事故防止の留意点を多様な角度から解説する。第2節では平成19年度中にも2名が命を落としたひさしからの転落を、第3節では天窓からの転落を、第4節では教室等の窓からの転落を扱う。最後に第5節で、転落事故ではあまり論じられていない「発生時対策」の重要性を指摘する。

1.3 転落事故対策のはじまり

平成20年6月に、小学6年男子児童が校舎屋上での授業を終えて教室に移動する際にドーム型の天窓に乗ったところ、天窓が割れて1階床に転落し、全身を強打して死亡するという事故が起こった。この事故を受けて、文部科学省は同月に通知「学校における転落事故等の防止について（依頼）」を发出し、迅速な対応を示した。また8月には「学校における転落事故防止の留意点」として転落事故防止に向けた方針と具体的な対策を取りまとめた。同時に参考資料として、転落事故防止の全体的な留意点と個別次項（窓、庇、天窓、屋上、バルコニー等）の留意点を図解で説明した「学校における転落事故防止のために」を提示した。「学校施設整備指針策定に関する調査研究協力者会議」においても、天窓からの転落をはじめとする各種転落事故への対策が喫緊の課題として位置づけられ、学校施設の転落防止策がいままさに検討されているところである。

「学校施設整備指針策定に関する調査研究協力者会議」が転落事故を重大な問題として認識していることからわかるように、転落事故防止は、教育や指導の問題以上に、校舎の施設整備の問題として認識されている。転落は、それが起きてしまうような「場」、転落を誘発するような「場」に深く関連している。したがって、転落が起きうる校舎の構造を見直そうという方針は、事故を根本からなくすためには不可欠かつ最善の手段である。

振り返れば、1992年に当時の文部省が学校教育を進めるうえでの必要な施設機能の確保を目的として「学校施設の整備指針」を策定したとき、その主たる関心は子どもの「学習」の場の整備にあった。整備指針はその後改訂を経るなかで、徐々に防犯や耐震、化学物質の抑制など、校舎の安全性確保を重要な目標とするようになってきた。今回、転落事故対策が「学校施設整備指針策定に関する調査研究協力者会議」において検討されていることもまた、校舎という物理的環境に手を加えることで、事故を生み出す構造自体を見直す試みとみることができる。

以下とくに校舎の構造的問題に焦点を絞り、いくつかの代表的な転落箇所（ひさし、天窓、教室の窓、階段）について、事故防止の留意点をあげていく。

2. ひさしからの転落に関する留意点

文部科学省が提示した参考資料「学校における転落事故防止のために」（以下、「図解」とよぶ。詳しくは別途資料P.154参照）にあげられている、庇（ひさし）からの転落事故防止の留意点は次のとおりである。

- 日ごろの指導や効果的な表示により、立ち入り禁止の徹底を図ります。
- 庇に容易に立ち入れないように、窓面への手すりの設置等について検討します。

2.1 ひさしに乘ろうとする試み

平成19年度中に発生した19死-51と19死-52（以下、事例番号は断りのない限り、表1・表2に掲載されている平成19年度中の死亡・障害事例の番号である）の死亡事故2件は、いずれもひさし（霧除けを含む）を起点とするものであった。また、障害事例の19障-433と19障-436も、ひさしからの転落である。ひさしは、日や雨が室内に入り込むを防ぐために、窓や出入口などの上に張り出すようなかたちで設置されている（図解参照）。学校種を問わず、多くの学校にみることができる。窓や出入り口の上に張り出たひさしは、その上の階からみれば、人が乗れる、物が乗ってしまう場として映る。

筆者の集計（内田 2009）では、昭和58年度から平成18年度までの24年間に起きた転落事故（『学校の管理下の死亡・障害事例と事故防止の留意点』の昭和60年版から平成19年版までに記載された事例）に関して、ひさしからの転落による死亡件数は27件（27名）、障害事例は47件（47名）、合わせて74件（74名）となる。平成19年度の事故をくわえると、25年間で死亡29件、障害49件、計78件となる。

19死-51の事故は、高校2年男子生徒が、ひさしに乘ろうとしたときにうまく乗ることができずに転落した事例である。ひさしからの転落は、じつはひさしに乘っている間に起きるだけでなく、ひさしに乘ろうとする過程で生じることが多い。25年間のデータでみると、死亡で15件、障害で27件、合計42件が該当する。ひさし全体のうち約半数が、窓などからひさしへと移る途中で転落へと至っている。

ひさしに乘るから落ちるのではなく、ひさしに乘ろうという試み自体が転落を引き起こしている。事故防止の狙いは、ひさしに乘ったときの状態だけでなく、ひさしに乘ろうとする試み、ひさしに乘れるという発想にも向けられなければならない。

2.2 ひさしに乘った物を拾う行為

19死-52は、高校1年男子生徒が、ひさしの上に落としてしまった南京錠を取ろうとして転落した事例である。これも、教室の窓からひさしに出ようとしたときに落ちてしまった点では、上述のひさしに乘ろうとする試みに起因する事故である。しかしこの事例で注目したいのは、ひさしに物が乗ってしまい、それを取るためにひさしに出ざるを得なかった点である。ひさしの事故防止には、ひさしには人が乗るだけでなく物が乗るという視点が共有されなければならない。

ひさしに乗った物を取ろうとする過程で転落した事例は、昭和58年度から平成18年度までに死亡6件、障害11件、計17件起きている。平成19年度を含めると、死亡7件、障害11件、計18件となる（先述の、ひさしに乗ろうとする試みによる転落事例との重複を含む）。

19死-52の場合には、南京錠がひさしに乗ってしまったがゆえに、当生徒はひさしに出ることになった。その過程での事故である。過去には、筆記用具や小さな金具などがひさしに落ちてしまい、それを拾おうとした行為が死亡事故へとつながったケースもある。このように、ひさしには、ふざけたり隠れたりするために出るだけでなく、乗っている物を取ろうとして出ることがある。室内の窓から不意に転落してしまう事故とは異なり、ひさしの事故は、「そんな危険なところに出る本人が悪い」とみなされやすい。しかし実際には、物を取るためにやむなくひさしに出た結果の事故も少なくない。

何らかのはずみで筆記用具や小さな部品が窓の外に落ちてしまうという事態は、けっして珍しい出来事ではない。物がひさしの上に落ちたとき、子どもたちには、窓の外に身を乗り出す、ひさしの上に乗るといった発想が出てくる。人だけでなく、物が乗るといった視点を含めたうえで、防止策を考えなければならない。

2.3 人や物が乗る場所としてのひさし

事故はひさしに乗ったりあるいはひさしに向かって身を乗り出したりしたときに、起きている。それらの行為は、自ら何らかの積極的な目的（隠れるため、別の場所に移るため）をもっておこなわれることもあれば、たまたまそうせざるを得ないような消極的な目的（ひさしの上に落ちた物を取るため）をもっておこなわれることもある。いずれの場合も、人や物が乗ってしまうこと、それが事故の最大の引き金であることに変わりはない。

目的がいかようであれ、事故の発生場所・状況は限定的である。校舎の高い階に位置するひさしが事故の起点であり、そこに人が乗れること、そこに物が乗ってしまうことを防ぐ手立てを考えればよい。そのためには図解にあるように「立ち入り禁止の徹底」と「窓面への手すりの設置」が先決である。しかし可能であるならば、人が乗ること・物が乗ることを物理的に難しくするような解決法も模索されるべきである。

もっとも確実な物理的対策は、ひさしを取り壊すことである。これを実行すれば、ひさしに起因する転落事故は0件となる。ただしそれには莫大なコストがかかり、あまり現実的な方法ではない。とはいえ今後学校を新築・改修する際に、ひさしをあえて設置することは避けるべきであろう（もちろん、ひさしの機能的側面については別途議論が必要である）。ひさしに人が乗れない、物が乗らないような状況を物理的に作り出すという方法もありうる。ひさしの上に何らかの建材を固定して、ひさしの上に人が乗る、物を乗せるという発想自体が生まれにくいような構造にすることも検討されるべきであろう。

2.4 ひさしに類する場所はないか

最後に、校舎をめぐる近年の新しい対策とかかわらせて、ひさしからの転落事故防止の新た

な注意事項を指摘しておきたい。すでに述べたように、今日の「学校施設整備指針」では、校舎の耐震化が最重要課題の一つにあげられており、いままさに全国の学校で耐震施工が進められている。耐震施工は、校舎の構造に大規模な手がくわえられる瞬間であり、これを好機とすれば事故防止の対策を効率的に促進することも可能となる。だがいっぽうで耐震施工は、子どもにとっては、ともすればひさしと同様の「乗り場」となってしまいうこともある。

子ども目線からは新たな「乗り場」として見えてしまうのが、アウトブレース（外付けブレース）工法によって補強された箇所である。アウトブレース工法とは、建物の外壁面で補強材を筋交いに入れる方法で、近年学校に限らず多くの建造物の耐震施工で積極的に用いられている。アウトブレースは、建物の内側ではなく外側を工事するため、建物内の環境を維持することができ、その点で建物内の人や機器・設備に手をくわえる必要がなく、施工のコストを低く抑えることができる。

写真1～4は、アウトブレース工法により耐震補強をおこなった、X県A小学校の校舎である。写真1は校舎外壁の全体像で、写真中央1階から2階上部にかけてアウトブレースの補強材がみえる。なお、アウトブレースの両隣にある1階上部の出っ張りは、ひさしである。写真2は、校舎内に入って2階の教室の窓から下方を撮影したものである。窓枠から約55cm下方のところに、外に向かって約45cmの出っ張りがある。ちょうど一人の人間が乗れるほどの場所である。写真2では、そこに木の実が乗っている。これが筆記用具であると考えれば、19死-52と同じ状況が想起されよう。写真3は、3階教室からの撮影である。2階同様に、出っ張りがある。写真4は、教室と反対側にある、廊下のほうの外壁面である。ここにもアウトブレースによる補強がなされている。

【写真1】



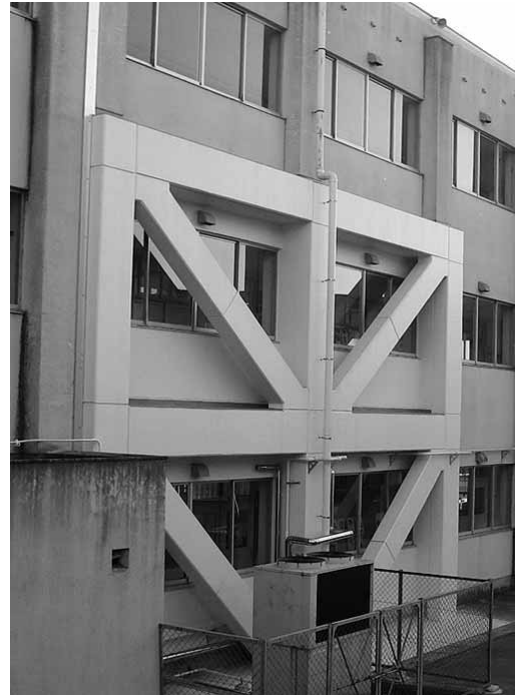
【写真2】



【写真3】



【写真4】



アウトブレースそのものには問題はない。むしろ耐震補強にとっては、利点の多い工法である。だが、子どもの目線からみれば、両者は、同じ出っ張りをもつ場所である。大人の見方からすればまったく別物として映ってしまうだけに、転落事故防止にあたっては、大人の側は「ひさし」という名称にではなく、ひさしに類する「乗り場」に転落の起点を見出さなければならない。

3. 天窓からの転落に関する留意点

図解にあげられている、天窓からの転落事故防止の留意点は次のとおりである。

- 転落の危険性を子どもたちに指導し、上部に絶対に乗らないように周知徹底します。
- 防護柵や、内部に防護ネットを設置し、安全な構造とします。
- 天窓に近づきにくい状況を作ることも有効です。
- 子どもたちが近づく可能性の低い場所に設置された天窓についても、適切な安全対策を実施します。

3.1 高い防止可能性

平成20年6月に起きた、小学6年男子児童の天窓からの転落死亡事故は全国的な関心をよび、人びとに転落事故対策の必要性を強く認識させた。同種の事故は平成19年度中にも発生しており、高校1年男子生徒（19障-350）が、ピロティ天井部分の明かり取り窓（天窓）を突き破り、精神・神経障害を残すこととなった。

筆者の集計（内田 2009）では昭和58年度から平成18年度の24年間に、天窓・天井板・屋根などを突き破って転落し死亡した事例は10件（10名）、障害が残った事例は8件（8名）、合わ

せて18件（18名）となる。うち、天窓のみを抽出すると、死亡事例は5件、障害事例は1件となる。その後平成19年度には、天窓からの転落障害事例が1件（19障-350）、さらに平成20年度（11月時点）には6月に先述の死亡事例1件が発生した。

天窓からの転落による死亡・障害の事例発生件数は、けっして多くはない。そもそも天窓が設置してある学校自体が一部に限られるからである。事例件数だけをみれば、対策の必要性は小さいと考える向きもあろう。しかしここで強調したいのは、天窓を突き破る事故は、比較的簡単な物理的対策によって確実に防止できる点である。転落事故のなかで、天窓からのそれには、現実的にもっとも高い防止可能性を期待することができる。

3.2 局所的・安価・高い確実性

天窓の事故防止可能性については、プールの排水口における吸い込み事故対策を想起するとよい。プールの危険性を論じた有田は、「原因が明確で改善対策が取り得るにもかかわらず、それが為されていないために被害が発生している」（有田 1997：3）種の事故として、排水口への吸い込み事故をとりあげた。その主張は、明快である。「プール排水口の危険性を取り除くのは簡単である。穴あき部分にフタをして、きちんと固定すること、これだけである」（有田 1997：109）。さらに有田は、排水口の蓋のボルトを固定するのに1万2千円で済んだ事例をあげて、プールの水を抜いてフタを取り替えたりしても10万円を超える程度であると指摘する。

排水口の吸い込みによる死亡事故は、1990年度に入ってから少なくなり、1990年度から1999年度までで6件（6名）起きている。2000年度以降は0件である（公営・私営プールでの死亡事故は含まない）。件数としては、けっして多いわけではないものの、対策がもっとも容易かつ限定的であるうえに、それさえ施せば事故は確実に防ぐことができるという点で、今後とも対策が継続される必要がある。

天窓もまたプールの排水口と同様に、限られた局所的な場である。平成20年6月の事例でいうと、天窓は直径130cmのものが、校舎屋上に3箇所設置されていた。その限られた場所に、物理的対策を講じればよい。図解にあるとおり、天窓の周囲に防護柵を設けたり、内側に防護ネットを設置したりすれば、転落が起きる可能性は著しく低くなる。天窓の周辺に植栽を配置するなど、天窓に近づきにくい状況をつくることも有効である。ただし、防護柵や防護ネットのほうが、天窓そのものに手を加えて事故を直接的に防止することができるため、より確実な防止効果を発揮することが期待される。天窓への防護柵や防護ネットの設置は、プール排水口の工事と同じように局所的でかつ安価にそして高い確実性でもって、事故を防ぐことができる手段である。天窓の事故は、他の転落事故と比べて発生件数が多いわけではないものの、費用対効果の観点から、積極的に対策が進められるべきである。

4. 窓からの転落に関する留意点

図解にあげられている、窓からの転落事故防止の留意点は次のとおりである。

- 腰壁の高さや窓の形状に応じ、手すりの設置や窓の開閉方式について検討します。
- 窓から身を乗り出せば転落する危険があることを、子どもたちに指導します。
- 窓下に足掛りとなるものは設置しません。
- 転落防止用手すりの設置については、新たな危険箇所にならないようにします。
- 暗幕など窓の開閉状態が判別できないものを使用する場合には、窓の開閉状況に注意します。

4.1 安全な教室空間の落とし穴

平成20年11月に中学1年の男子生徒が、校舎4階の教室で窓の近くの机に乗ったところ、バランスを崩して窓から転落し死亡した。平成19年度中には、小学5年男子児童が掃除時間前の休憩時間中に教室後方に下げてある机の上を歩いていて、手すりを超えて転落（19障-87）、同じく小学5年男子児童が窓際のストーブの上に乗って窓に寄りかかろうとしたところ窓の外に転落（19障-120）して、障害を負う事例が発生している。こうした教室や廊下の窓からの転落死亡・障害事故は毎年のように発生しており、学校における転落のなかでも事故事例がもっとも多い。

ひさしや天窓と比べると、教室の窓は校舎の至るところに設置されているため、事故の件数も多く、またその発生機序も多様である。そのなかで本編が強調したいのは、日常の学校生活のなかに潜む転落の危険性である。子どもたちは、死の危険とは無縁であるかのような教室空間のなかにいながら、ふとした瞬間に地上に転落してしまう。教室内のよくある風景が、じつは転落事故と隣り合わせであること—このことを認識しなければ転落事故は防げない。安全なはずの教室空間においてさえ子どもは転落するという視点が不可欠である。

4.2 机の上から窓の外へ

平成20年11月の中学1年男子生徒の転落事故死は、教室内にいながらも、不意に窓の外に転落してしまった例である。机の上に乗って立ち上がってしまえば、もはや身体の大部分が窓の下端よりも高いところに出ってしまう。窓が開いていて、そのとき机の上でバランスを崩せば、容易に窓の外へと転落してしまう。

平成19年度中の19障-87も同様に、机の上を歩いていて起きた事故である。とくに掃除の時間は、机が一箇所に集められ、かつ子どもが自由に動き回る可能性が高いため注意が必要である。また教室のなかで子どもが乗れる場所は、机だけに限られない。教室内に設置してある棚やロッカーも子どもが上りやすい場所であり、過去にはそこから窓の外へと転落し、死亡や障害となった事故も起きている。19障-120の場合には、ストーブの上に乗るという行為が窓の外への転落へとつながった。図解に「窓下に足掛りとなるものは設置しません」とあるように、窓の付近にはできる限り足場や乗り場ができないように配慮すべきである。机の上や棚の上で

遊ぶのは、床に落ちるから危険というだけでなく、窓の外へと落ちて重大な事態を帰結してしまうからこそ危険なのだという発想が必要である。

窓からの転落防止のもっとも基本的な方法は手すりを設置することであり、これは小学校を中心に多くの学校ですすでに取り入れられている対策である。しかし、机や棚の上に乗るという行為は、そうした手すりの設置を無意味なものにしてしまう。19障-93はその典型的な事例といえよう。図解でも指摘されているように、「手すりの設置」とともに「窓の開閉方式について検討」することも重要である。その際には、建築基準法や消防法等の法制度との調整が必要になってくるであろう。

4.3 手すり設置の「意図せざる結果」

手すりの設置は、窓からの転落を防止するための基本的な方策である。手すりはこれまで十分に転落防止の機能を果たしてきたと考えられるものの、ここでは手すりをもつ別の側面について検討したい。

じつは、手すりは転落防止の効果をもつ一方で、場合によっては転落を助長することがある(内田 2007)。平成17年版の事例6には小6男子児童が、窓側の針金に干してあった靴下を取るために転落防止用手すりに足をかけてあがろうとしたところ、足を滑らせて窓の外へと落下し死亡した事例がある。過去には、手すりに腰をかけていたところバランスを崩して窓の外に転落し死亡したという事例が、複数報告されている。図解の留意点にも示されているとおり、「転落防止用手すりの設置については、新たな危険箇所にならないように」努めなければならない。

手すりが、腰かけになったり足場になったりする。転落防止用の設備が転落の誘因となってしまうのは、避けなければならない。グラハムとウィーナーら (Graham and Wiener eds. 1995=1998) は、『リスク対リスク』という著書のなかで、特定のリスク(目標リスク)を減らそうとする努力が、その「意図せざる結果」あるいは「副作用」として、他のリスク(対抗リスク)を大きくしてしまう現象を、「リスク・トレードオフ」とよんだ。頭痛を減らすためにアスピリンを服用したとき、胃痛や潰瘍が引き起こされるような事態である。問題を解決するための意思決定には、必ずリスク・トレードオフが付いてくる。リスクを低減させるための一つの意思決定、すなわち一つの防止策の導入が、「意図せざる結果」として他のリスクを拡大することになっていないか—リスクの低減にはつねに、さまざまなリスクを比較検討する幅広い視野が必要である。

子どもが不注意から外に落ちるというリスクを避けるために、手すりが設置される。しかし、その防止策は「意図せざる結果」として、手すり1本に腰をかけるという新たな転落のリスクを生じさせている。転落事故の防止には、ただ手すりを設置すればよいということではなく、手すりを設置したときに起こりうる事故までをも想定しなければならない。

そしてこの「リスク・トレードオフ」現象は、手すりの設置だけに限られない。たとえば、子どもが転落しないようにと窓に格子をはめるならば、窓からの転落事故は物理的に発生しよ

うがない。しかしその方法は、火災等の緊急時の経路を塞ぐことにもなる。こうしたとき、火災による事故事例がこれまでどの程度あったのか、また窓は緊急時の経路としてどれくらい機能してきたのかという、より幅広い視野で学校事故を見渡すことが不可欠となってくる。蓄積された事故事例を振り返ることで、より実質的な防止効果をもつ対策を考え出さなければならないのである。

5. その他の留意点—落ちたときにどうするのか

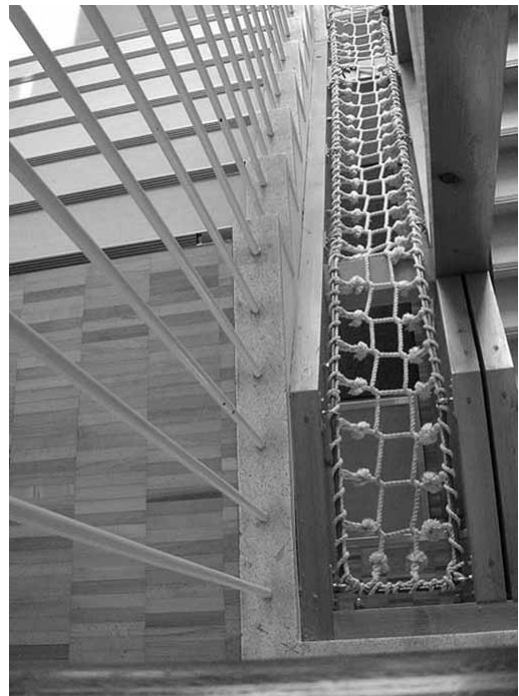
5.1 階段からの転落

図解には示されていないものの、学校における転落事故のなかで忘れてはならないのが、階段からの転落である。階段からの転落には、階段を昇降中に段上で転倒するケースと、階段の手すりを超えて階下に転落するケースがあり、重大な事態を帰結するのは後者のほうである。

平成19年度中の死亡・障害事例のなかでは、3件（19障-125、19障-127、19障-269）が階段からの転落であり、そのいずれもが手すりを超えて転落に至った事例である。19障-127では手すりから身体を乗り出した結果、19障-125では手すりに馬乗りになった結果、19障-269では手すりに腰をかけた結果、手すりを超えて転落している。なかでももっとも危険なのは、19障-269のような、手すりを超えて階段と階段の間隙を1階まで落ちてしまう場合であり、過去には死亡事故も発生している。

じつはこの種の事故は、比較的容易に防止することができる。写真5に示したのは、X県内のB小学校の階段である。誤って手すりを超えてしまった場合でも、階下まで転落しないように防護ネットが張ってある。最悪の事態を回避するための手段である。階段の防護ネットは天窗の事故対策と同じように、局所的かつ安価にそして高い確実性でもって、最悪の事態を防ぐことができる。防護ネットの設置は低費用で実現可能であり、費用対効果の面から積極的な導入が望まれる。

【写真5】



5.2 落ちたときにどうするか

本編を閉じるにあたって最後に、転落事故防止のもう一つのあり方を提示したい。事故の防止には、「起きないようにどうするのか」と、「起きたときにどうするのか」の2つの視点がある。これは、もともと企業のリスクマネジメントの分野で繰り返し重視されてきた見方であり、前者は「予防対策」、後者は「発生時対策」とよばれてきた（Kepner and Tregoe 1981＝

1985)。「予防対策」とは、リスクの発生を未然に防ぐための方策である。リスクの発生機序を吟味して、それが現実化しないよう対策を立てる。いっぽうで、「発生時対策」とはリスクが発生した場合に、その影響を最小限にするための方策である。リスクが発生してしまった状況を想定し、その被害が回避されるまたは軽減されるよう対策をたてる。車の運転でいうと、事故に遭わないよう十分に睡眠をとるのが予防対策であり、事故に遭ったときの被害を抑えるためにシートベルトを着用するのが発生時対策となる。

先の階段に防護ネットを張るという対策は、転落が起きたときにそれが大事に至らないようにするための方法であり、「起きたときにどうするのか」すなわち「発生時対策」の視点に立ったものである。学校事故の大部分を占める運動中の事故に関しては、「予防対策」も「発生時対策」も等しく検討されている。たとえば熱中症であれば、環境条件に応じて運動・休息・水分補給を計画するという「予防対策」と、万が一倒れた後には身体を冷やすなどの救急処置を施すという「発見時対策」の両方が重視されている。

いっぽうで転落事故に関しては、意外なほど「発生時対策」への視点が欠けている。かりに校舎や階段から落ちてしまったときに、いかにして被害を最小限に抑えるのか。その方法の一つが、階段の防護ネットであった。同様の発想は、窓やひさしからの転落にも適用することができる。学校の校舎では、外壁の真下はコンクリートとなっていることが多い。転落事故が死亡に直結する理由の一つはここにある。そこで、外壁の真下を植え込みや花壇にして、転落の衝撃を和らげる試みも考えられよう。

転落事故は、いま本格的にその防止の手立てが実行されようとしている。今後よりいっそう多くの専門領域をまきこんで、多角的かつ冷静な視点から、具体的対策が考案・比較検討されることが望まれる。

[学校における転落事故の発生件数・発生実態に関する最新の集計は、次のウェブサイトを参照されたい]

学校リスク研究所（管理者：内田良）

URL http://www.geocities.jp/rischool_blind/

<文献>

- 有田一彦、1997、『あぶないプール』三一書房。
- Graham, John. D. and Jonathan B. Wiener eds., 1995, Risk vs. Risk, Harvard University Press. (=1998、菅原努監訳『リスク対リスク』昭和堂。)
- 内田良、2009、「耐震化時代の転落事故——ひさし・天窗の死亡・障害事例とその対策（学校安全の死角(3)）『愛知教育大学研究報告（教育科学編）』58：141-151。
- 内田良、2007、「転落事故—学校安全の死角」『愛知教育大学研究報告（教育科学編）』56：165-74。

- Kepner, Charles H. and Benjamin B. Tregoe, 1981, *The New Rational Manager*, Princeton Research Press. (=1985、上野一郎訳『新・管理者の判断力——ラショナル・マネジャー』産業能率大学出版部。)

【表1：転落による死亡事例の概要と事故発生場所】

19死-51	高2年・男	その他	ひさし(霧よけ)	課外指導 その他
--------	-------	-----	----------	----------

自習中に、他の生徒と水の掛け合いをはじめ、霧除けに飛び移り隠れようとしたが、脚が窓枠の下の部分に引っかかり、頭から落ちるかたちで霧除けに落ち、右手で霧除けに捕まろうとしたが、地面に転落した。救急車で病院へ搬送されたが、約1年後に死亡した。

19死-52	高1年・男	全身打撲	ひさし(霧よけ)	休憩時間中
--------	-------	------	----------	-------

4階の教室の窓外の霧除けに誤って落としてしまった南京錠を取ろうと窓から外に出ようとしたところ、バランスを崩し、そのまま11m下の地面に落下した。救急隊からの指示で動かさず気道確保・保温をし、救急車の中でドクターによる医療的処置がされた。病院に搬送されたが死亡した。

【表2：転落による障害事例の概要と事故発生場所】

19障-87	小4年・男	胸腹部臓器	窓	休憩時間中
--------	-------	-------	---	-------

3階図書室でかくれんぼをしていて、窓のカーテン裏に隠れようとした際、足を踏み外し地上のコンクリート製のベランダに転落した。

19障-93	小5年・男	胸腹部臓器	窓	休憩時間中
--------	-------	-------	---	-------

昼休みの清掃準備のため3階の教室のうしろに下げてあった机の上を歩いていた際、下をのぞこうと手すりを持ったが、手が滑り、開いていた窓から転落した。

19障-120	小5年・男	下肢切断・機能障害	窓	昼食時休憩時間中
---------	-------	-----------	---	----------

鬼ごっこをしていて、本児童は窓際のストープの上をカーテンに隠れて移動しようとした際、窓が開いていたことに気付かず仰向けの状態で3階ホールから中庭に転落した。

19障-125	小4年・男	視力・眼球運動障害	階段	始業前の特定時間中
---------	-------	-----------	----	-----------

朝清掃が終了し、教室に戻るため4階の階段の手すりに馬乗りになり滑り始めたところ、体のバランスを崩して3階フロアに投げ出され倒れ、右腕と右側頭部を強打した。

19障-127	小6年・男	歯牙障害	階段	始業前の特定時間中
---------	-------	------	----	-----------

校舎3階の階段手すりに体を乗せていたところ、身を乗り出しすぎて2階階段付近へ落下した。

19障-169	中1年・男	視力・眼球運動障害	ロッカー	学級活動 給食指導
---------	-------	-----------	------	-----------

清掃中に日ごろから上らないように指導されていた更衣室のロッカーの上に上り雑巾で拭いていた。それを友人が注意しようとしてジャンプした際、右肘に触れたため体勢を崩し転落し、頭部と胸部を強打した。

19障-196	中1年・男	視力・眼球運動障害	屋根	課外指導 テニス部
---------	-------	-----------	----	-----------

壁打ちの練習中に、体育館と校舎をつなぐ通路の屋根にボールが乗ってしまったので、屋根に上がってボールを拾い、飛び降りようとしたところ樋に足が引っかかり頭部から落下し、左顔面を強打した。

19障-233	中2年・女	精神・神経障害	窓	課外指導 卓球部
---------	-------	---------	---	----------

練習試合で、窓際にもたれかかったところ、窓が開いていたために2階から転落し、地面で頭部を強打した。

19障-262	中1年・男	胸腹部臓器	ベランダ	昼食時休憩時間中
---------	-------	-------	------	----------

給食の準備中に2階の教室のベランダに1人で出て遊んでいた。ベランダの手すりから大きく身を乗り出した際、バランスを崩し、手すりから1階のコンクリートに落下し、顔面、左腹部を強打した。

19障-269	中2年・男	精神・神経障害	階段	昼食時休憩時間中
---------	-------	---------	----	----------

昼食後、清掃に向かう途中、3階から階段の手すりに腰掛けて滑って降りようとしたところ、バランスを崩し1階へ転落した。

19障-350	高1年・男	精神・神経障害	天窓	課外指導 テニス部
---------	-------	---------	----	-----------

壁打ちをしていたボールがピロティの天井部分に上がってしまったため、ピロティ天井部分に出てボールをとろうと明かり取り（天窓）に乗った際、ガラスが割れ、横向きに落下した。

19障-433	高1年・女	せき柱障害	ひさし	文化的部活動
---------	-------	-------	-----	--------

吹奏楽部の活動として4階の音楽室の大掃除で、窓ガラスを拭くためにひさしへ出た際にバランスを崩し、約11m下のアスファルトの地面へ転落した。

19障-436	高1年・男	視力・眼球運動障害	ひさし	休憩時間中
---------	-------	-----------	-----	-------

3階教室の窓の外のひさしの部分に出て友人と遊んでいたところ、バランスを崩して転落し負傷する。

19障-443	高3年・男	せき柱障害	浄化槽	授業終了後の特定時間中
---------	-------	-------	-----	-------------

球技大会のバレーボールの練習中、ボールがフェンスを越えて浄化槽の方へ転がっていった。取りに行ったが、ボールが浄化槽の上から校外に出てしまいそうだったので、校内の方へはたきいれたところ、本生徒は浄化槽から学校敷地北側の市道へ背中から転落し、負傷した。

3 (参考資料) 文部科学省からの検討結果報告

報道発表



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

平成20年8月29日

「学校における転落事故防止の留意点」について

文部科学省では、天窓からの転落死亡事故等を踏まえ、今後の学校安全の推進を目的として、転落事故防止を中心とした対策について、有識者による検討を実施してきました。

この度、有識者による検討結果を「学校における転落事故防止の留意点」として取りまとめましたので、公表いたします。

1. 検討の経緯

近年、天窓からの落下死亡事故等をはじめ、学校内外において子どもが巻き込まれる事故が発生しており、子どもの安全を確保することが重大な課題となっています。

文部科学省では、今後の学校安全の推進を目的として「学校安全教育資料作成協力者会議生活安全部会」（部会長：西岡伸紀 兵庫教育大学大学院教授）、「学校施設整備指針策定に関する調査研究協力者会議学校施設安全対策部会」（部会長：長澤悟 東洋大学教授）を設置し、合同で転落事故防止を中心とした対策について検討を進め、この度、有識者による検討結果を「学校における転落事故防止の留意点」として取りまとめました。

なお、この検討結果については、都道府県教育委員会等関係機関に対し、本日付で通知として発出する予定です。

2. 資料 別添資料参照

<別添資料>

- 「学校における転落事故防止の留意点」
- 「学校における転落事故防止のために」（参考資料）

3. 両部会の今後の予定

- 学校安全教育資料作成協力者会議学校安全部会
 - 平成21年3月 教職員用研修資料（DVD）作成
 - 平成21年度 教職員用参考資料「生きる力をはぐくむ学校での安全教育」改訂
- 学校施設整備指針策定に関する調査研究協力者会議学校施設安全対策部会
 - 平成20年12月 調査研究報告書の公表
 - 平成21年3月 学校施設整備指針の改訂

<生活安全部会担当>スポーツ・青少年局学校健康教育課
 学校健康教育課長 松川 憲行（内線2689）
 専門官 赤間 圭祐（内線2695）
 学校安全係長 佐藤 淳（内線2917）
 電話：03-5253-4111（代表） 03-6734-2917（直通）

<学校施設安全対策部会担当>大臣官房文教施設企画部施設企画課
 施設企画課長 長坂 潤一（内線2286）
 専門官 瀬戸信太郎（内線3181）
 指導第一係長 木村 哲治（内線2291）
 電話：03-5253-4111（代表） 03-6734-2291（直通）

別添

学校における転落事故防止の留意点

1. 安全対策の基本的な考え方

ソフト面とハード面一体となった取組

○学校における転落事故防止のための安全対策は、安全管理・指導に関するソフト面での取組と学校施設に関するハード面での取組を、一体的かつ計画的に、教職員のみならず学校関係者が相互に連携し、実施することが重要である。

事故情報の共有

○安全面の課題を明確化するため、全国の学校等における転落事故情報を適切に把握し、個別の安全対策を進めることが重要である。

学校の現状把握

- 学校環境を学習及び生活の場として安全に維持するために、各学校の施設設備やその管理・運用の状況について、教職員、設置者及び設計者等関係者の共通理解を継続的に図っていくことが重要である。
- 法令に基づき、教職員及び専門家等による多面的な安全点検を行い、適切な維持管理及び補修等を行うことが重要である。その際、児童生徒等及び保護者が参画することは、多様な視点で安全点検を行う上で有効である。

安全指導の充実

- フェンスがない屋上や天窓が設置されている場所など、転落の危険がある場所については、出入口の施錠や立入禁止の指導を行うなど、適切な対策を講じることが重要である。
- 窓や手すりのあるバルコニーなど、適切に行動すれば転落事故が通常発生しない場所についても、転落につながる行動を防止するために、児童生徒等への継続的な安全指導を行うことが重要である。
- 教職員同士の連携を密にし、安全指導に関して共通理解を徹底するとともに、保護者等の協力も得ながら、児童生徒等が自ら安全に行動することができる資質能力をはぐくむことが重要である。

施設面の配慮

- 児童生徒等の目線に立ち、児童生徒等の多様な行動に対し十分な安全性を備えた教育環境を形成することが重要である。
- 安全対策を講じるに当たっては、デザイン面での配慮や教育環境としての本来の機能とのバランス等が重要である。

2. 安全対策上の具体的な留意事項

【共通事項】

事故情報の共有

○独立行政法人日本スポーツ振興センターの提供する事故情報の活用や、教職員及び設置者等の連携により、全国の学校等における事故事例に関する情報を適切に把握し、各学校における安全対策を講じることが重要である。

学校の現状把握

- 教職員が各学校において点検が必要な項目を認識した上で、学校保健（安全）法に基づき、日常的に安全点検を行うことが重要である。その際、児童生徒等や保護者等の目線を含めた多面的な安全点検が行われるよう工夫をすることが有効である。特に、改修等により施設の状況に変化が生じた場合には、改めて安全点検を行うことが重要である。
- 建築基準法に基づき、施設について専門的な知見のある者による定期的な安全点検を適切に行うことが重要である。
- 経年劣化の進行等により安全性が低下している場合は、速やかに補修等適切な対応を行うことが重要である。
- 設計意図、点検結果、補修・改修履歴等の学校施設の安全管理に関する情報を、設置者及び教職員が専門家の協力を得るなどして文書等により継続的かつ確実に共有することが重要である。
- 通常の経路からは立ち入れない場所において、柵を乗り越える、樋を伝うなどにより危険箇所へ移動することが想定される場合には、安全指導の徹底を図ることや施設面での対策を講じることが重要である。

安全指導の充実

- 死亡や障害につながる可能性が強い転落事故の特性について児童生徒等に十分に認識させるとともに、転落事故が想定される場所への立ち入りの禁止や、窓の清掃時などにおいて転落しないよう細心の注意を払うことなど、保護者等の協力も得ながら指導することが重要である。その際、指導を行っても、なお、児童生徒等は転落につながる行動をとったり、転落事故の危険がある場所へ立ち入ったりする可能性があることから、継続的に指導を行うことが重要である。
- 学校内の危険箇所を児童生徒等に認識させ、自律的に判断して安全に行動することができ資質能力をはぐくむためには、具体的で分かりやすい指導を行うことが重要である。例えば、児童生徒等と教職員が一緒になり校内安全マップを作成することなども有効である。

- 児童生徒等が通常使用しないような場所で活動する場合において、児童生徒等の行動によっては転落の危険性があるときには、事前に点検を実施し、必要な措置を講じた上で、教職員が同席し適切に指導することが重要である。また、活動に当たって、例えば、活動前に想定される危険について児童生徒等に指摘させる、転倒しやすい履物を避けるなどの安全確保のための指導を行うことが重要である。
- 教職員は、相互の連携を密にし、必要に応じてボランティア等の協力を得て、事故が発生しやすい休憩時間中や放課後において定期的な巡回等を行うなど、安全管理の徹底を図ることが重要である。

施設面の配慮

- 転落の危険がある場所については、一見して危険であることを理解しやすいデザインや、具体的で分かりやすい効果的な表示等による注意喚起など、各部について、細部に至るまで十分な安全性を確保した計画・設計とすることが重要である。また、既存施設についても、点検を適切に行い必要に応じ速やかに改善することが重要である。

【個別事項】

天窓（トッライト）

- 人が乗ることを想定していない天窓については、転落の危険性について児童生徒等に十分理解させ、絶対に乗ることのないよう周知徹底することが重要である。
- 児童生徒等の近づく可能性のある場所に設置された天窓は、天窓の構造や設置状況等を把握した上で、周囲に防護柵を設置することや内側に落下防護ネットを設置すること等、安全な構造とすることが重要である。また、天窓の周辺に植栽を配置するなど、天窓に近づきにくい状況を作ることも有効である。
- 通常、児童生徒等が近づく可能性の低い場所に設置された天窓についても、児童生徒等の多様な行動を踏まえ、適切な安全対策を講じることが重要である。

屋上

- 屋上への出入口は、必要に応じ施錠することが重要である。
- 行われる活動内容・活動形態を踏まえつつ、児童生徒等の多様な行動に対し、十分な安全性を有する手すり、防護フェンス等を設けることが重要である。
- 塔屋等のタラップについては、児童生徒等が容易に登ることのないよう、一段目が高く設定されていることを確認するなどの配慮が重要である。その際、必要に応じ、タラップを覆い施錠する等の対策も有効である。

窓（転落のおそれがあるもの）

- 腰壁の高さや窓の形状等について確認し、必要に応じ、窓面への手すりの設置や窓の開閉方式等について検討を行うことが重要である。

- 窓から身を乗り出すことや窓枠に乗ること等による転落の危険性について、児童生徒等に十分に理解させることが重要である。
- 窓下には足掛りとなるものを設置しないことが重要である。
- 転落防止用手すりの設置に当たっては、手すりから身を乗り出すことや手すりの上に乗ること等による転落の危険性について、児童生徒等に十分に理解させ、新たな危険箇所とならないようにすることが重要である。
- 暗幕など窓の開閉状態が判別できないものを使用する場合には、窓の開閉状態を確認した上で、適切な配慮を行うよう指導することが重要である。

**ひさし
庇**

- 児童生徒等の近づく可能性のある場所に庇が設置されている場合は、日頃の指導や効果的な表示により立ち入り禁止の徹底を図るとともに、児童生徒等の庇への進入防止のために、必要に応じ、窓面への手すりの設置や窓の開閉方式等について検討を行うことが重要である。

バルコニー等

- バルコニー、階段、吹抜け、外廊下等の手すりについては、十分な安全性を有するものとし、その下に足掛りとなるものを設置しないことが重要である。また、手すりから身を乗り出すことや手すりの上に乗ること等による転落の危険性について、児童生徒等に十分理解させることが重要である。

その他

- 本来、人が乗ることを想定していない、渡り廊下や駐輪場の屋根、天井裏等についても、乗ることにより破損して重大な事故につながることを、児童生徒等に十分理解させることが重要である。

学校における転落事故防止のために

各学校や設置者においては、以下の事項に留意しながら、今後の学校における転落事故防止に努めてください。

■ 共通事項

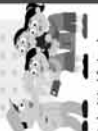
事故情報の共有



★ 全国の事故情報を把握します。
(独)日本スポーツ振興センターの提供する事故情報等を参考とします。)

学校の現状把握

★ 学校関係者・専門家をはじめ子どもたちや保護者の方々など、様々な視点で点検します。
★ 改修等により学校施設の状況に変化があったときには点検を行います。
★ 危険な場所が見つかったときは、速やかに対応します。
★ 設計者の考え方や点検結果等を引き継ぎます。
★ 柵を乗り越えたり、柵を伝ったりして危険な場所へ行かないよう指導・対策をします。



安全指導の充実

★ 転落事故の危険性について子どもたちに認識させ、危険な行動をとらないよう指導します。
★ 校内安全マップを子どもたちと一緒に作成するなど、具体的なわかりやすい指導を行います。
★ 子どもたちが普段使用しない場所で活動するときは、事前に点検を実施し、必要な措置を講じた上で、教職員が同席します。
★ 特に事故が多発している休憩時間中や放課後に、定期的な巡回を行います。



施設面の配慮

★ 危険な場所は危険であることを理解しやすいデザインとします。
★ 効果的な表示等による注意喚起をします。(単に「危険」だけでなく具体的なイメージがわかるようにします。)
★ 細部に至るまで、十分な安全性を確保します。
★ 既存施設についても、点検を行い必要に応じて速やかに改善します。

■ 個別事項

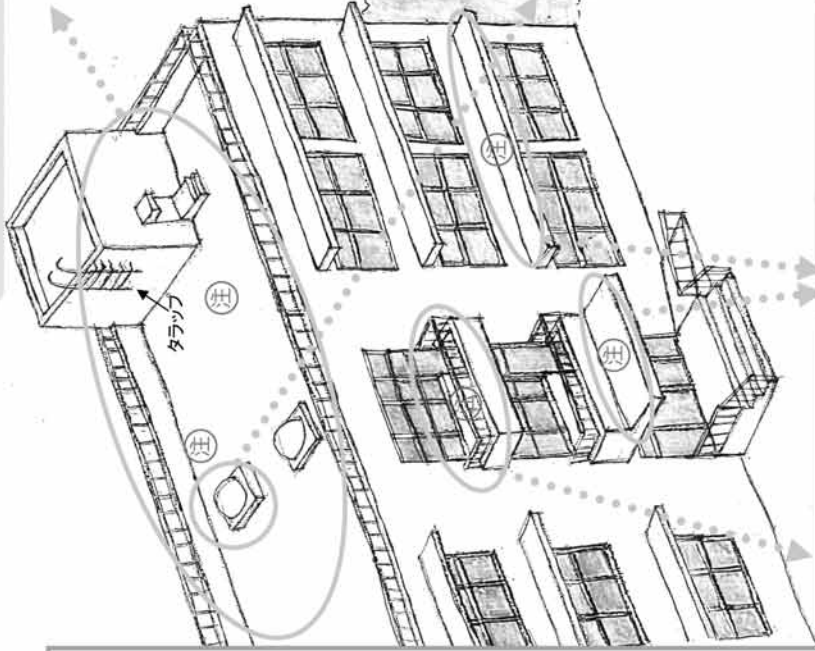
窓

(転落の危険があるもの)

★ 窓壁の高さや窓の形状に応じ、手すりの設置や窓の開閉方式について検討します。
★ 窓から身を乗り出せば転落する危険があることを、子どもたちに指導します。
★ 窓下に足掛りとなるものは設置しません。
★ 転落防止用手すりの設置については、新たな危険箇所にならないようにします。
★ 暗算など窓の開閉状態が判別できないものを使用する場合には、窓の開閉状況に注意します。



① 足掛りとなるものを設置しない
② 転落防止用手すりの設置例
③ 暗算使用時は窓の開閉状況に注意する



屋上

★ 屋上への出入り口は必要に応じて施錠します。
★ 十分な安全な手すりや防護フェンス等を設けます。
★ タラップについては容易に登ることのないよう、一段目を高く設定します。



屋上で行われる活動を踏まえた転落防止策例

天窗

★ 転落の危険性を子どもたちに指導し、上部に絶対に乗らないように周知徹底します。
★ 防護柵や、内部に防護ネットを設置し、安全な構造とします。



防護柵イメージ 防護ネットイメージ

★ 天窗に近づきにくい状況を作るとも有効です。



天窗を置いた周囲に柵を配置した一例

★ 子どもたちが近づく可能性の低い場所に設置された天窗についても、適切な安全対策を実施します。

バルコニー等

★ 十分な安全な手すりとし、その下に足掛りとなるものは設置しません。
★ 手すりから身を乗り出せば転落する危険があることを、子どもたちに指導します。

庇

★ 日ごころの指導や効果的な表示により、立ち入り禁止の徹底を図ります。
★ 庇に容易に立ち入れないよう、窓面への手すりの設置等について検討します。

その他

★ 人が乗ることを想定していない駐輪場の屋根等についても、乗ることが重大な事故につながることを、十分理解させます。

!!! 校舎のみならず、屋内運動場、クラブハウス等、学内の様々な施設について点検を行います。